

奨学生募集要項（2024年度）

No. 738

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	阿波市奨学金返還支援事業		
募集人数	—		
募集学年	募集要項参照		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・全研究科		
財団締切時期	2024年12月20日（金）		
給付	<ul style="list-style-type: none">・会社員及び自営業の者 1年度中に返還すべき金額の3分の2（上限10万円）・専業農家の者 1年度中に返還すべき金額の全額（上限20万円） ※申請月から起算し60ヵ月間を限度とする	貸与	
授業料相当額支給			
(採用時) 一時金			
併給	可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある者
その他応募条件	次の全ての要件を満たすことが必要 ・高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借り入れた者 ・平成29年4月1日以降に、対象となる奨学金等（※募集要項参照）の返還を開始した者で、返還を遅延なく行っている者 ・被雇用者、起業者または第1次産業に従事している者（公務員で正規職員の者は除く） ・市税を滞納していない者 ・他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない者		

阿波市奨学金等返還支援事業

募集要項

〔令和6年4月〕

【申請受付期間】

令和6年4月1日(月)から12月20日(金)まで

【書類提出先】

阿波市教育委員会学校教育課

(阿波市役所本庁舎2階 ③8番窓口)

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

【問い合わせ先】

阿波市教育委員会学校教育課

電話：0883-36-8741

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

阿波市では、人材の確保と定住の促進を目的として、市内に住民登録があり現に居住して働いている方のうち、平成 29 年度以降に奨学金の返還を始めた方に対して奨学金等の返還を支援しています。

1 対象となる奨学金等

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(無利子・有利子)
- 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- 阿波市奨学金、その他市長が認める奨学金など(例:徳島県奨学金)

※ 本人名義で借入れ、返還を行っているものに限りません。また、教育ローンは対象外です。

2 助成金の受給要件

次の全ての要件を満たすことが必要です。ただし、国および地方公共団体に勤務する正規職員の方は対象となりません。

- 阿波市に住民登録があり、現に居住しており、引き続き交付申請初年度から 5 年間を超える期間、阿波市に居住する意思がある方
- 就労している方(職種・雇用形態は問いません)
- 高校・大学等の在学中に対象となる奨学金等を借入れた方
- 平成 29 年 4 月 1 日以降に対象となる奨学金等の返還を開始した方で、返還を遅延なく行っている方
- 市税を滞納していない方
- 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない方

3 助成金の額

- 会社員及び自営業の方
1 年度中に返還すべき金額の 3 分の 2(上限 10 万円)
- 専業農家従事者の方
1 年度中に返還すべき金額の全額(上限 20 万円)

※ いずれも 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

※ 繰上返還や滞納分の返還は「1 年度中に返還すべき金額」には含みません。

4 助成金の交付対象期間

- 申請をした月から起算して 60 ヶ月間を限度とします。

※ 毎年度、交付申請及び実績報告が必要です。

※ 次年度以降の交付については、予算の成立が条件となります。

5 交付申請について

- 令和6年度交付申請受付期間

令和6年4月1日(月)から12月20日(金)まで

- 交付申請書類

次の書類を郵送または持参により提出してください。提出された書類に基づき受給要件等の審査を行います。

審査の結果については、文書でお知らせします。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号)・ 奨学金等の貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証明するもの ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金貸与証明書」を提出してください。・ 奨学金等の返還金額を証明するもの ※ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合、「奨学金返還証明書」を提出してください。・ 就労していることを証明するもの(就労証明書(様式第2号)など) ※ 就労証明書(様式第2号)と同じ内容が記載されていれば、事業所から交付される労働条件通知書でもかまいません。 ※ 自営業の方は、営業証明書などを提出してください。
------	---

※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

6 実績報告について

助成金の交付決定を受けた方は、1年度中の奨学金等の返還が終わり次第、速やかに次の書類を郵送または持参により提出し、実績報告を行ってください。

住民登録などの確認のほか、提出された書類の審査を行います。助成金の交付が適当と認められるときは、金額を確定し、文書でお知らせします。

助成金の交付時期は、翌年4月から5月を予定しています。

※ 期限内に実績報告の無い場合、交付決定を取り消すことがあります。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号)・ 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど)・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)・ 納税証明書(未納が無いことの証明書)
------	--

※ その他必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

7 2年目以降の手続きについて

交付対象期間中、2年目以降も助成金の受給を希望される方は、毎年度、必要書類を提出して「更新の申請」及び「実績報告」を行う必要があります。

※ 各年度とも予算の成立後を条件とし、予算の範囲内での助成金交付となりますので、各年度の募集要項や広報を御確認ください。

- 更新の申請…毎年4月中
 - ・ 阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)

- 実績報告…1年度中の返還が終わり次第速やかに
 - ・ 阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書(兼請求書)(様式第6号)
 - ・ 1年度中の奨学金等の返還を証明するもの(領収証、通帳の写しなど)
 - ・ 在職していることを証明するもの(在職証明書(様式第7号)など)
 - ・ 納税証明書(未納が無いことの証明書)

【 参考 】 手続きの流れ (例) 初年度 10月10日に交付申請し、60ヶ月間受給する場合

年 度	申請時期	申請者	阿波市	対象期間
初年度	10月10日	交付申請	決定通知送付	6ヶ月
	3月中	実績報告		
2年目	4月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3月中	実績報告		
3年目	4月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3月中	実績報告		
4年目	4月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3月中	実績報告		
5年目	4月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	12ヶ月
	3月中	実績報告		
6年目	4月中	【更新】交付申請	確定通知送付・助成金交付 【更新】 決定通知送付	6ヶ月
	9月	交付対象期間の終了		
	9月末～	実績報告	確定通知送付・助成金交付	
				60ヶ月

阿波市奨学金等返還支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、阿波市に住民登録し居住する就労者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学又は大学（大学院を含む。）及び専修学校（以下「高校・大学等」という。）の在学中に借り入れた高校・大学等奨学金（以下「奨学金等」という。）を返還する者に対し、返還金の一部を助成することにより、人材の確保と定住促進を図ることを目的とする。

(対象となる奨学金等)

第2条 助成金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金
- (3) 阿波市奨学金
- (4) その他市長が認める奨学金等

(助成金の受給要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体に勤務する正規職員は除く。

- (1) 阿波市に住民登録し、現に居住している者で、引き続き交付申請初年度から5年間を超える期間、阿波市に居住する意思があるもの
- (2) 高校・大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (3) 平成29年4月1日以降に奨学金等の返還を開始した者
- (4) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を遅延なく行っている者
- (5) 被雇用者、起業者又は第1次産業に従事している者
- (6) 市税を滞納していない者
- (7) 他制度による奨学金等の返還を対象とした助成・補助を受けていない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の2に相当する額（当該金額が10万円を超えるときは、10万円）とする。ただし、専業農家従事者の助成金の額は、助成金の交付を受ける年度に返還すべき奨学金等の返還金額の全額（当該金額が20万円を超えるときは、20万円）とする。

2 前項の場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付を受ける年度において市に居住した期間が1年に満たない場合は、居住した期間内に返還した金額を助成対象とする。
- 4 繰上返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額には含まないものとする。

(助成金の交付対象期間)

- 第5条 助成金の交付対象となる期間は、次条に規定する助成金の交付申請の日の属する月から起算して60箇月間を限度とする。
- 2 助成金の受給要件を月の途中で満たしたときは翌月分から、月の途中で失ったときは前月分までを交付対象とする。

(交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに申請しなければならない。
- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの
 - (2) 申請日が属する年度に返還すべき奨学金等の返還金額を証するもの
 - (3) 事業所から交付される労働条件通知書若しくはそれに代わるもの（就労証明書（様式第2号等））又は自営業にあつては営業証明書等自らの業を営むことを証する書類。ただし、離職した場合は、速やかに離職報告書（様式第3号）を提出すること。
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び決定通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対して、阿波市奨学金等返還支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、第6条に規定する申請書を提出した後、助成金の交付申請を取りやめる場合は、速やかに阿波市奨学金等返還支援助成金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する届けがあつたときには、当該申請に係る助成金の決定はなかつたものとみなす。

(助成金の実績報告)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付の決定を受

けた年度の期間中に返還すべき奨学金等を返還したときは、速やかに阿波市奨学金等返還支援助成金実績報告書（兼請求書）（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の返還の事実を証するもの
- (2) 交付年度における就労期間等を証する書類（在職証明書（様式第7号等））
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、住民登録等の確認のほか、当該報告に係る書類の審査を行い、交付が適当と認められるときは、交付金額を確定し、交付決定者に対して阿波市奨学金等返還支援助成金交付額確定通知書（様式第8号）により通知し、助成金を交付する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果が適当でないとき、交付決定者に必要な是正措置を命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、阿波市奨学金等返還支援助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 助成金の交付決定後、交付対象期間内に本市外へ転出したとき
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、阿波市奨学金等返還支援助成金返還命令書（様式第10号）により助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。